

1 久留米市障害者差別解消支援地域協議会の進め方について

(1) 障害者差別解消支援地域協議会の協議事項に関する現状と課題

① 協議会協議事項1：障害者差別に関する相談事例等の共有

現 状	<ul style="list-style-type: none">* 市へ相談があった障害者差別相談は、障害者福祉課が窓口となり、必要に応じて関係部局（庁内）と情報共有を行っている。* 全庁的な対応が必要な重大な事案は、庁内組織である「久留米市障害者差別解消推進会議」に諮り、対応を協議することとしている。
課 題	<ul style="list-style-type: none">* 市や関係機関が個別に障害者差別相談に対応しており、事例の情報共有はできていない。

② 協議会協議事項2：個別事案の解決に向けた助言等

現 状	<ul style="list-style-type: none">* 市へ相談があった障害者差別相談は、障害者福祉課で相手方への事実確認や関係機関への繋ぎなどの必要な対応を行っている。* 相談事例のうち、市の各部局の事務事業に関するものについては、所管部局と障害者福祉課が連携し、解決に努めている。* 全庁的な対応が必要な重大な事案は、庁内組織である「久留米市障害者差別解消推進会議」に諮り、対応を協議することとしている。
課 題	<ul style="list-style-type: none">* 複数機関が関わる困難事案の場合は、解決のために協議会の助言を求めることとしているが、タイムリーに協議の場を設けることが難しい。

③ 協議会協議事項3：障害者差別解消のための体制整備、推進方法の検討

現 状	<ul style="list-style-type: none">* 市へ相談があった障害者差別相談は、障害者福祉課で相手方への事実確認や関係機関への繋ぎなどの必要な対応を行っている。* 相談事例のうち、市の事務事業に関するものについては、所管部局と障害者福祉課が連携し解決に努めている。* 市が行う研修・啓発活動としては、市民向けのシンポジウムや事業者向けの出前講座、各種機関紙等への掲載を行っている。
課 題	<ul style="list-style-type: none">* 市が関係機関等の全ての相談窓口を把握できておらず、関係機関窓口と連携して対応する事案が発生した際に、迅速かつ的確に対応できる体制になっていない。* 市や関係機関が個別に事案解決に向けた取り組みをしており、解決した好事例集の作成や事案解決までのフローチャート策定など、今後の対応策の検討までには至っていない。* 市や関係機関が個別に研修・啓発活動を行っており、実態把握が出来ていない。

(2) 障害者差別解消支援地域協議会の今後の進め方について

前述の3つの協議事項の課題を踏まえ、まずは関係機関における「障害者差別担当窓口（想定される窓口）の把握」や「障害差別解消に向けて連携可能な研修や啓発」を検討したい。

- ① 障害者差別に関する相談を受け付けている窓口又は受け付ける可能性のある相談窓口について
*各委員より発表

- ② 障害者差別解消に向けた啓発を取り入れることが可能な研修や周知物について
*各委員より発表